

一般社団法人言の葉協会定款

平成26年5月26日	作	成
平成26年8月6日	変	更
平成28年10月11日	変	更
令和2年5月31日	変	更

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人言の葉協会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、原則として年1回「言の葉大賞授賞式」を開催し、学校教育に則った形で全国各地の小・中・高校より募集した文章やイラストを審査及び発表することで、文字、活字文化の推奨・教育・コミュニケーション能力並びに創造力の向上を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 言の葉大賞募集の告知
2. 言の葉大賞の作品募集
3. 言の葉大賞の作品入選授賞式の開催
4. 言の葉協会の事業に関する書籍の編纂
5. 言の葉講座による作文添削及び各種講座の実施
6. 前各号に附帯又は関連する事業

② 前項の事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、電子公告の方法により行う。

② 電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(社員の資格の得喪)

第5条 当法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した法人
- ② 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人の正会員又は賛助会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第7条 正会員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

- ② 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員名簿)

第8条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会の申し出は、1か月前に予告するものとする。

(除 名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反

する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第30条及び第49条第2項の定める社員総会の決議によってその会員の除名をすることができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 退会したとき。
- 2 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 3 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 4 除名されたとき。
- 5 総正会員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(招集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しく

は支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第15条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 正会員は、当法人の正会員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者及び出席した代表理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の資格)

第20条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。但し、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の選任等)

第21条 当法人の理事の選任は、社員総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 理事のうち、理事いずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他の一定の特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- ③ 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。

(代表理事)

第22条 当法人は、理事の互選によって代表理事1名を選定するものとする。

(理事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- ② 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事は、無報酬とする。但し、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の

基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第28条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第29条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第30条 当法人は、正会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第6章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第31条 当法人は、社員総会の決議により定款を変更することができる。

(解散)

第32条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により、解散

する。

(残余財産の帰属)

第33条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、他の公益社団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に定める法人又は国若しくは地方公共団体に帰属するものとする。

第7章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第34条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 京都市中京区寺町通二条上る常盤木町54番地

設立時社員 柿本新也

住 所 京都市山科区音羽沢町18番地21

設立時社員 佐藤典司

(設立時の役員)

第35条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 柿本新也

設立時理事 佐藤典司

設立時理事 宮脇一徳

(設立時の代表理事)

第36条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 佐藤典司

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第38条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。